

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係る変更の届出について

1 変更届出提出対象者

改正省令（平成29年環境省令第10号）の施行の際現に水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取り扱っている産業廃棄物処理業者。

（※ 取り扱い実績がない場合は、変更許可の申請手続が必要となります。）

2 許可証の書き換えについて

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の許可証への記載方法は、石綿含有産業廃棄物と同様に取り扱いが有る場合は、産業廃棄物の種類にそれぞれ取り扱いがあることを示す限定記号が付されます。

<記載例>

変更前	<p>1. 事業の範囲</p> <p>(1) 積替え保管の有無 有・無</p> <p>(2) 取り扱える産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(*)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*) 以上3種類</p> <p>(3) (2)のうち積替え保管できる産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上3種類</p> <p>※ 産業廃棄物の種類に(*)のあるものは、石綿含有産業廃棄物を含む。</p>
-----	--



変更後	<p>1. 事業の範囲</p> <p>(1) 積替え保管の有無 有・無</p> <p>(2) 取り扱える産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(*) (#1)、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*) (#1) 以上3種類</p> <p>(3) (2)のうち積替え保管できる産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(#1)、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(#1) 以上3種類</p> <p>※1 産業廃棄物の種類に(*)のあるものは、石綿含有産業廃棄物を含む。 ※2 産業廃棄物の種類に(#1)のあるものは、水銀使用製品産業廃棄物を含む。 ※3 産業廃棄物の種類に(#2)のあるものは、水銀含有ばいじん等を含む。</p>
-----	---

3 手続方法

(1) 届出受付先

届出は、窓口でのみ受け付けを行います。

【問い合わせ先】

埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-4 ときわ会館

電話(直通) 048-829-1608

FAX 048-829-1933

電子メール sangyo-haikibutsu-shido(at)city.saitama.lg.jp

※ (at)は@に置き換えてください。

(2) 届出方法

- ア 受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで（要予約）
イ 受付期限 令和4年9月30日まで
ウ 提出部数 正副2部

(3) 届出に必要な書類（収集運搬業）

様式等	備考
<input type="checkbox"/> 様式第11号 産業廃棄物処理 業変更届出書	<ul style="list-style-type: none">・「変更した事項の内容」欄は、水銀使用製品産業廃棄物（水銀含有ばいじん等）を含む旨を記載すること。・「廃止又は変更の理由」欄は、“省令に水銀使用製品産業廃棄物（水銀含有ばいじん等）が定義されたため”と記載すること。
<input type="checkbox"/> 添付書類1 水銀使用製品産業 廃棄物又は水銀含 有ばいじん等の取 り扱い一覧	<ul style="list-style-type: none">・省令施行の際現に水銀使用製品産業廃棄物（水銀含有ばいじん等）を取り扱っている産業廃棄物の種類について記載すること（取り扱いがない場合は、事業範囲の変更許可申請を要す。）。・該当がない産業廃棄物の種類は、全て×（バツ印）を記載すること。
<input type="checkbox"/> 様式第6号の2 （第1面） 事業計画の概要	<ul style="list-style-type: none">・産業廃棄物の種類は、水銀使用製品産業廃棄物（水銀含有ばいじん等）に該当する産業廃棄物の種類のみを記載すること。・予定排出事業場の名称は、“建設業、製造業等の業種名称”を記載すること。
<input type="checkbox"/> 様式第6号の2 （第2面） 運搬施設の概要	<ul style="list-style-type: none">・運搬車両及び運搬容器は、水銀使用製品産業廃棄物（水銀含有ばいじん等）の運搬で使用するものを記載し、自動車検査証の写し及び運搬容器を説明する資料を添付すること。
<input type="checkbox"/> 様式第6号の2 （第3面） 積替保管又は保 管施設の概要 （積替保管）	<ul style="list-style-type: none">・水銀使用製品産業廃棄物（水銀含有ばいじん等）を、他の物と分けて保管することを説明する資料（平面図、立面図、断面図、構造図、容器図面等）を添付すること。・水銀使用製品産業廃棄物のうち電池類を保管する場合は、雨水の侵入を防止した場所で保管することを説明する資料（運搬容器の使用方法、構造図等）を添付すること。・保管上限は、既許可の数値を記載すること。
<input type="checkbox"/> 様式第6号の2 （第6面） 運搬車両の写真	<ul style="list-style-type: none">・破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と分けて、収集運搬する対策が講じられていること。・自動車検査証の車体の形状ごとに任意の1台の写真を添付すること。
<input type="checkbox"/> 様式第6号の2 （第7面） 運搬容器等の写真	<ul style="list-style-type: none">・破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と分けて、収集運搬する対策が講じられていること。・運搬容器の種類ごとに写真を添付すること。
<input type="checkbox"/> 契約書の写し等	<ul style="list-style-type: none">・省令施行（平成29年10月1日）以前から水銀使用製品産業廃棄物（水銀含有ばいじん等）の収集運搬の委託契約を締結していたことを説明する資料（委託契約書等）を添付すること。
<input type="checkbox"/> 許可証の写し	<ul style="list-style-type: none">・既許可の許可証の写しを添付すること。

(4) 届出に必要な書類（中間処分業）

中間処分業に関する変更の届出については、問い合わせ先まで御確認ください。